

地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面

公 告

このたび名寄市の一部を受益地域とする土地改良（西名寄幹線地区（農業用排水施設））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条の3第4項において準用する法第5条第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条の3第4項において準用する法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条の3第4項において準用する法第85条第7項の規定により、意見書を提出して下さい。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和8年2月10日

申請人 士別市東山町3440番地294
てしおがわ土地改良区
理事長 榎本 好男



1. 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

(2) 縦覧期間

令和8年2月13日 から 令和8年3月5日 まで

(3) 縦覧場所

名寄市のウェブサイト

2. 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

<https://www.teshiogawa-lid.com/>

(2) 意見書の提出期限

令和8年3月5日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出の意見書は日本語に限りです。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをする場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、てしおがわ土地改良区までお問い合わせください。